

## 「2022なかの東北応援まつり」出店要項

### 1 主催

なかの東北応援まつり実行委員会(以下「実行委員会」)

### 2 趣旨

「2022なかの東北応援まつり」は、これまで10年間に渡って開催してきた「東北復興大祭典なかの」から復興支援の趣旨を引継ぎ、東北各県の特産品・グルメ品の販売や観光・文化などの魅力の発信を通じて応援していくことで、東北各県との絆と連携の一層の強化を図るとともに、中野区民や区内事業者の参加を促すことで、中野区の地域振興に努め、東日本大震災の記憶の風化防止と中野の賑わいを創出することを目的として開催してまいります。

以上の趣旨を理解し、ご賛同いただける出店者を募集します。

### 3 出店場所

中野駅北口バスロータリー横、中野区役所正面玄関前広場

### 4 出店日時

(1)10月29日(土) 10:00～20:00

(2)10月30日(日) 10:00～16:30

※10月30日は17時からブーステントの解体を開始しますので、それまでに出店ブース内の物品を片付けてください。

### 5 出店予定数

40ブース程度

### 6 ブースの仕様

(1)基本ブース 四面幕、重り付テント(間口約360cm×奥行約270cm)

(2)基本設備 テーブル(150cm×60cm)2台、パイプ椅子2脚、店舗名看板1枚

(3)基本電源 AC100V1基(照明40W2灯)、1KW以内コンセント1基

※冷蔵庫・冷凍庫などを設置し、1KWを超える電源を必要とする場合は、電源の増設が必要です。(別料金)

### 7 出店料(2日間)

(1)1ブース料金 グルメ 60,000円

↳ その場での飲食を想定するもの(ジュース・酒類等を含む)

物販 50,000円

↳ その場での飲食を想定しないもの(包装された商品、果物等)

(いずれも光熱水費、ごみ処分費、警備費等含む)

(2)調理器具等のレンタル費用、1KWを超える電源増設費用は別料金です。

(3)急な天候悪化等により開催を中止した場合、出店料の返還は行いません。ただし、全日程が中止となった場

合のみ、必要経費を差し引いた残金を返金します。返金額は中止の理由等により変動します。

- (4) 出店料は、後日通知する実行委員会の決めた期日までにお支払いください。期日までに支払いがない場合、出店は取り消しとします。

## 8 出店条件

- (1) 「2022なかの東北応援まつり」の趣旨に賛同し、実行委員会の指示に従うこと。
- (2) 取扱食品等は保健所作成の別添パンフレット「行事において簡易な施設で食品を提供する皆さんへ～臨時出店について～」の掲載事項を遵守すること。その他、保健所の指導に従うこと。
- (3) 取り扱うことができる食品は原則、(3)の別添パンフレットP3に記載の食品です。P4に記載の食品(例:そば、ラーメン等)を取り扱う場合には、設備要件等が異なるため事前にご相談ください。
- (4) 販売食品(物販)には、食品表示法に定める表示をすること。
- (5) 出店申込書に記載した内容と異なる商品、提供方法等を行わないこと。
- (6) 酒類販売に関する許可は、出店者が自ら中野税務署(03-3387-8111)に許可申請をすること。その場で飲まない酒類(瓶や缶等)を販売する場合、申請又は届出の対象となります。
- (7) 新型コロナウイルス感染防止対策として、以下の事項を遵守すること。
- ① 試食、試飲は行わないこと。
  - ② 販売にあたっては、マスクやフェイスガード等を着用すること。
  - ③ こまめな手洗い、手指の消毒を行うこと。
  - ④ 販売場所周辺の清潔保持に努めること。
  - ⑤ 各ブースにおいて、お客さんが密にならないように整理すること。
  - ⑥ 現金の受け渡しはコイントレーを使用して行うこと。
  - ⑦ 大きな声での呼び込みを行わないこと。
- (8) 飲食物を扱う場合、ブルーシートを敷くなどして、地面を汚さない対策をすること。業者による清掃が必要となった場合、後日、実費を請求いたします。
- (9) 他の出店者、実行委員会等に対し迷惑行為を行わないこと。
- (10) 駐車場は各出店者で用意すること。
- (11) プラスチック製買い物袋(以下「レジ袋」という。)有料化制度の規定により、以下に配慮すること。
- ① 商品の購入へは、マイバッグの利用を促すこと。
  - ② 有料化の対象事業者がレジ袋を提供する場合は、有料化の対象とならない素材のレジ袋とすること。
  - ③ レジ袋を有料にする場合は、適正な価格を設定すること。
- (12) 出店時間中に商品が欠品することがないように、余裕を持った出店計画を立てること。
- (13) 環境に配慮した食器等の使用に努めること。
- (14) 購入者が使用した食器等の処理は出店者が責任を持つこととし、廃棄物の分別方法や排出場所について、実行委員会及び廃棄物管理委託業者の指示に従うこと。
- (15) 火気・プロパンガス等の取扱いには十分注意して事故がないように気をつけること。
- (16) 直火は使用しないこと。
- (17) 夜間等はプロパンガスをビニールで覆い、ブース奥へ保管すること。
- (18) 火気を使用する場合、消火器を常備すること。
- (19) 各ブースに並んだお客さんの整理及びブース周辺の清掃を行うこと。
- (20) 新型コロナウイルスの感染状況や悪天候等により、実行委員会の判断で開催を中止にする場合があります。その場合、準備した商品等の費用補償は行いませんのでご了承ください。